

江津理工クラブ運営規約

第 1 条 (会の目的)

以下の理念を持ち実践する団体である『江津理工クラブ』の準備・運営の業務を円滑に進め、江津地域活性化のための活動を行うことを目的とする。

- 1 社会にとって便利になるもの、役に立つものを作っていくために、実用品の発明、仕組み作りに取り組む
- 2 1の実現のために、どんな小さなアイデアでも話し合い、共有し、実践する
- 3 セレンディピティ&シンクロニシティ (serendipity & synchronicity) の精神を貫く
- 4 どんなことが将来便利になるものや役に立つものになるか事前に知ることはできない。ゆえに、どんなことでも否定せず取り組む

第 2 条 (名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

江津理工クラブ

第 3 条 (事務局所在地)

この会の事務局を以下に置く。

島根県江津市

第 4 条 (会員)

この会の会員は、正会員の 1 種類とする。

第 5 条 (入会及び退会)

会員として入会しようとするものは、代表の承認を得なければならない。

会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

第 6 条 (入会金及び会費)

この会の入会金や会費については、これを無償とする。

第 7 条 (役員)

この会に以下の役員を置く。

代表 1 名

事務局 1 名

会計 1 名

第 8 条（役員の任期）

役員の任期は 2 年とし、再任することを妨げない。

第 9 条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

第 10 条（運営）

この会に以下の会議を置く。

総会

勉強会

第 11 条（総会及び勉強会）

総会は毎年 1 回開催する。ただし代表が必要と認めたときは臨時に開催することができる。総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

総会に附すべき事項は次のとおりとする。

- 1 規約の改廃
- 2 活動報告と収支決算
- 3 活動計画と収支予算
- 4 その他重要と認める事項

勉強会はおおむね年 6 回開催する。

第 12 条（必要経費）

この会の経費は寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第 13 条（余剰金及び残余財産の帰属）

決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。また、この会が解散したとき残存する財産は総会で定められた別の団体に譲渡するものとする。

第 14 条（期間）

この会の活動及び会計は毎年 12 月 1 日から 11 月 30 日までとする。

附則

1. この規約は平成 28 年 12 月 1 日から適用する。